

介護サービス事業者
自主点検表

(平成21年5月版)

特定福祉用具販売

及び

特定介護予防福祉用具販売

事業所番号

事業所の名称

〒
事業所の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日 平成 年 月 日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

入所者及び利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

(1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。

(4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を で囲ってください。

(5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

(6) この自主点検表は特定福祉用具販売の運営基準等を基調に作成されていますが、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、特定介護予防福祉用具販売についても特定福祉用具販売の運営基準等に準じて（特定福祉用具販売を特定介護予防福祉用具販売に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、太字・ゴシック体で書かれた部分については指定介護予防福祉用具販売事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防福祉用具販売事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（介護予防福祉用具販売の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください）

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- | | |
|-----------------|--|
| ・「法」 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| ・「平11厚令37」 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号） |
| ・「平11老企25」 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日：厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「平12厚告19」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号） |
| ・「平18厚労令35」 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号） |
| ・「平12老企34」 | 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老人保健局企画課長通知） |
| ・「平18-0331011号」 | 福祉用具専門相談員について（平成18年3月31日老健局振興課長通知） |
| ・「平21-0410001号」 | 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の品目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長） |

介護サービス事業者自主点検表「特定福祉用具販売」目次

第 1	基本方針	-----	1
第 2	人員に関する基準	-----	1
第 3	設備に関する基準	-----	2
第 4	運営に関する基準	-----	3
第 5	変更の届出等	-----	1 5
第 6	その他	-----	1 5

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第1 基本方針		
1 特定福祉用具販売の基本方針	<p>特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第72条第1項 平11厚令37 第207条</p>
2 特定介護予防福祉用具販売の基本方針	<p>特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の3 第1項</p> <p>平18厚令35 第281条</p>
第2 人員に関する基準		
1 福祉用具専門相談員	<p>事業者ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算で2人以上配置されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 理学療法士 キ 社会福祉士 ク 介護福祉士 ケ 義肢装具士 コ 介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修を修了した者 サ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>コの「介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修」とは1級課程又は2級課程、介護職員基礎研修課程をいいます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第208条</p> <p>平11老企25 第2の2(1)</p> <p>介護保険法施行 令第3条の2</p> <p>平11老企25 第3の11の1(1)</p> <p>平18老振033101 1号第1</p> <p>施行規則第22条 の31</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 福祉用具専門相談員	<p>福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2人以上とされていますが、当該特定福祉用具販売事業者が、介護予防福祉用具販売、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具販売事業者が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。従って、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門員は常勤換算方法で2人でもって足りるものです。</p>	平11厚令37第208条
2 特定介護予防福祉用具販売事業の福祉用具専門相談員	<p>特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者、福祉用具貸与事業者、介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	平18厚令35第284条第2項
3 管理者	<p>事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該事業所で福祉用具専門相談員として職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p> </div>	<p>平11厚令37第209条</p> <p>準用（平11老企25第3の1の1（3））</p>
第3 設備に関する基準		
1 設備及び備品等	<p>事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37第210条</p> <p>平11老企25第3の12の2(1)</p> <p>平11老企25第3の12の2(2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 特定介護予防福祉用具販売事業の設備及び備品等	<p>特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業と特定福祉用具販売事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、特定福祉用具販売事業における設備及び備品等の基準（上記1）を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	平18厚令35 第284条第2項
第4 運営に関する基準		
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運営規程の概要 イ 福祉用具専門相談員の勤務の体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>同意は利用者及び特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p> </div>	平11厚令37 第216条 準用（第8条） 準用（平11老企 25第3の1の3 (1)）
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 </div>	平11厚令37 第216条 準用（第9条） 準用（平11老企 25第3の1の3 (2)）
3 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘察し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の特定福祉用具販売事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第216条 準用（第10条） 準用（平11老企 25第3の1の3 (3)）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 受給資格等の確認	<p>サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第11条）</p>
	<p>被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>準用（平11老企25第3の1の3（4））</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第12条）</p>
	<p>居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>準用（平11老企25第3の1の3（5））</p>
6 心身の状況等の把握	<p>サービス提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第13条）</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第14条）</p>
	<p>サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第16条）</p>
9 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第17条）</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領として利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行ってください。</p> </div>	<p>準用（平11老企25第3の11の3（7））</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
10 身分を証する書類の携行	<p>事業者は、従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨の指導をしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当該証書等は、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名が記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p> </div>	<p>平11厚令37第216条準用（第18条）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3（8））</p>
11 サービスの提供の記録	<p>サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <p>ア 特定福祉用具販売の提供日</p> <p>イ 種目及び品名</p> <p>ウ その他必要な事項</p> </div>	<p>平11厚令37第211条</p> <p>平11老企25第3の12の3(1)</p>
12 販売費用の額等の受領	<p>サービスの提供をした際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとします。</p> </div> <p>の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受領を行う場合は適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>イ 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p> </div> <p>上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第212条</p> <p>平11老企25第3の12の3(2)</p> <p>平11老企25第3の12の3(2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付	<p>特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 当該特定福祉用具販売事業所の名称 イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ウ 領収書 エ 当該特定福祉用具のパンフレットその他当該福祉用具の概要</p> </div>	<p>平11厚令37第213条</p> <p>平11老企25第3の12の3(3)</p>
14 特定福祉用具販売の基本取扱方針	<p>特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行っていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第216条準用(第198条)</p>
	<p>常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。 いる ・ いない</p>	<p>平12老企34</p>
	<p>事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 いる ・ いない</p>	
15 特定福祉用具販売の具体的取扱方針	<p>サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第214条</p>
	<p>サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行っていますか。 いる ・ いない</p>	
	<p>サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>特に、腰掛け便座、特殊尿器等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>なお、特殊尿器(便が自動的に吸引されるもの)の購入費を算定できるのは、廃用性症候群等を生じないよう次により必要と判断される者であり、市町村が必要性を確認できる場合です。 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合 要介護認定の基本調査の直近の結果、又は、医師の医学的な所見及びサービス担当者会議を通じた適切なマネジメント。 の支援を受けていない場合 介護認定の基本調査の直近の結果又は、医師の医学的な所見。</p> </div>	<p>平11老企25第3の12の3(4)</p> <p>平21老振0410001号第1-3</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
15 特定福祉用具販売の具体的取扱方針	<p>「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。</p> <p>居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。</p> <p>居宅サービス計画が作成されていない場合は、居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p>	<p>平11厚令37 第214条</p> <p>平11老企25 第3の12の3(4)</p>
16 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>ア 正当な理由なしに特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平11厚令37 第216条 準用（第26条）</p> <p>準用（平11老企 25第3の1の3 (14)）</p>
17 管理者の責務	<p>管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準（平11厚令37）」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p>	<p>平11厚令37 第216条 準用（第52条）</p>
18 運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 特定福祉用具販売の提供方法、取扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平11厚令37 第216条 準用（第200条）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
21 特定福祉用具の取扱種目	<p>利用者の身体状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第216条 準用(第202条)
22 衛生管理等	<p>従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。</p> </div>	平11厚令37 第216条 準用(第31条) 準用(平11老企 25第3の1の3 (20))
23 掲示及び目録の備え付け	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、特定福祉用具販売事業所の従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p> </div> <p>利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第216条 準用(第204条)
24 秘密保持等	<p>従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> </div> <p>従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講じてください。</p> </div>	平11厚令37 第216条 準用(第33条) 準用(平11老企 25第3の1の3 (21))

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
24 秘密保持等	<p>サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものです。</p> </div> <p>「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p> </div> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第33条） 準用（平11老企25第3の1の3（21））</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平15年法律第57号） 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平16.12.24厚労省）</p>
25 広告	<p>事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。 <input type="checkbox"/> なっていない ・ <input type="checkbox"/> なっている</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第34条）</p>
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> いる</p>	<p>平11厚令37第216条準用（第35条）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
27 苦情処理	<p>サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第216条 準用（第36条）
	<p>必要な措置とは、具体的には以下のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。</p>	準用（平11老企 25第3の1の3 (23)）
	<p>の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	
	<p>記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p>	準用（平11老企 25第3の1の3 (23)）
	<p>市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>市町村からの求めがあった場合には、の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
<p>国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、の改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
28 事故発生時の対応	<p>サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第216条 準用（第37条）
	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。</p>	準用（平11老企25第3の1の3（24））
	<p>の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p>	平11厚令37第216条 準用（第37条）
	<p>利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p>	準用（平11老企25第3の1の3（24））
29 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第216条 準用（第38条）
	<p>具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日・老計第8号）」及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日・老振第18号）」に基づき適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	準用（平11老企25第3の1の3（25））
30 記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第215条
	<p>利用者に対するサービスに関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ア 提供した個々の特定福祉用具販売に関する記録 イ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録 ウ 準用される基準第36条第2項に係る苦情の内容等の記録 エ 準用される基準第37条第2項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	平11老企25第3の12の3(5)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(予防) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	<p>特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>サービスの提供にあたっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。</p> </div> <p>事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることが目的とするものであることを常に意識していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p> </div>	<p>平18厚労令35第290条</p> <p>平11老企25第4の3の12(1)</p> <p>平11老企25第4の3の12(1)</p>
2 特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	<p>サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>サービスの提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平18厚令35第291条</p> <p>平11老企25第4の3の12(2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>2 特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針</p>	<p>サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用法の指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特に、腰掛け便座、特殊尿器等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>なお、特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）の購入費を算定できるのは、廃用性症候群等を生じないよう次により必要と判断される者であり、市町村が必要性を確認できる場合です。 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合 要介護認定の基本調査の直近の結果、又は、医師の医学的な所見及びサービス担当者会議を通じた適切なマネジメント。 の支援を受けていない場合 介護認定の基本調査の直近の結果又は、医師の医学的な所見。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。</p> </div> <p>介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。</p> </div> <p>介護予防サービス計画が作成されていない場合には、介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平18厚令35 第291条</p> <p>平11老企25号 第4の3の12(2)</p> <p>平21老振041000 1号第1-3</p> <p>平11老企25号 第4の3の12(2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第5 変更の届出等		
1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10日以内に知事（福祉保健総合センター）に届け出していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所等</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該事業に関するものに限る）</p> <p>エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> </div> <p>* 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事（福祉保健総合センター）に届け出てください。</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則131条</p> <p>法第75条第2項</p>
第6 その他		
1 ワムネットの活用	<p>福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット）を活用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。</p> <p>（URL）http://www.wam.go.jp/</p> </div> <p>自己評価結果（本自主点検表第4-14- ）をワムネット上で公開していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県では、自己評価結果をワムネット上で公開するためのシステムを用意しています。ワムネットの利用登録をすれば利用できます。（無料）</p> <p>（アクセス方法）</p> <p style="text-align: center;">ワムネットトップページ 会員入口 ログイン 都道府県情報 評価情報提供システム</p> </div>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>新規事業所は、基本情報のみ報告 既存事業所は、基本情報と調査情報を報告。</p> <p>平成20年度から導入されるサービス（県指定分） ア 居宅サービス（短期入所療養介護、短期入所生活介護、特定福祉用具販売） イ 介護予防サービス</p> <p>原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p> <p>ただし、報告・調査を行うサービス区分内において、いずれかのサービスが100万円を超える場合には、区分内の他のサービスについても対象となる。（「報告・調査区分」については、集団指導時の「介護サービス情報の公表」の資料を参照）</p> </div> <p>報告後、指定調査機関による調査を受け、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる ・ いない</p>	<p>法第115条の29第1項</p> <p>施行規則第140条の31</p> <p>施行規則第140条の29</p> <p>施行規則第140条の30</p>